

専門支援委員の委嘱に関する定款の一部改正について

改正案	現 行
<p>特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド定款</p> <p>略</p> <p>(専門支援委員) 第12条の2 理事長は、専門領域の意見を聴くため、専門支援委員を委嘱し諮問することができる。</p> <p>略</p> <p>附 則 この定款は、平成28年5月27日から施行する。</p>	<p>特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド定款</p> <p>略</p> <p>(新規条文追加のため)</p>

[改正理由] 経営分野等への特定非営利活動法人子ども未来ファンドの活動を強化するため